

マンション管理適正化・再生推進事業（老朽化マンションの建替え等の専門家による相談体制等の整備に係る事業）を実施する者の公募についての公示

令和2年4月22日

国土交通省住宅局長 眞鍋 純

次のとおり、マンション管理適正化・再生推進事業を実施する者の公募について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

マンション管理適正化・再生推進事業（老朽化マンションの建替え等の専門家による相談体制等の整備に係る事業）

(2) 事業目的

本事業は、マンションの管理適正化・再生推進に当たって、専門家による相談体制等を構築することにより、老朽化したマンションの建替え等を検討するに際して、管理組合が適切に判断するための環境整備を図るものである。

(3) 事業内容

老朽化マンションの建替え等の専門家による相談体制等の整備に係る事業

① 専門家相談の実施等に関する事業

- ・ 弁護士会等における専門家相談の実施の全国的な支援及び相談会の開催（相談会については地方公共団体、マンション管理関係団体等が実施する管理組合向けセミナー等に合わせて実施）並びに相談を受ける専門家（弁護士・建築士等）に対する講習会等の実施

② 周知活動等に関する事業

- ・ ①に関する効果的な周知活動策の検討・実施等及び①の管理組合向けセミナー等のうち、マンション管理団体等が実施するセミナー等に関する企画及び運営補助

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和2年5月下旬 ～ 令和3年3月15日

2. 補助事業対象者の要件

○形式審査

(1) 補助対象の事業者

全国レベルにおける専門家による技術的・法的な相談体制等の整備に向けた、

1. (3) の事業を行うための専門的知識やノウハウを擁する等の組織体制を備

えている以下の法人、又は、今まで上記と同様の活動を行い、今後以下の法人格を取得して活動することを予定している団体

- ・一般社団法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条に規定する一般社団法人又は一般財団法人、あるいは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条に規定する公益社団法人又は公益財団法人）
- ・NPO法人（特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人）
- ・民間事業者（株式会社、有限会社等）

（2）補助事業の内容

- ・ 1.（3）の支援の対象となる事業の要件を満たしていること。
- ・ 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。

○内容審査

補助対象事業者の要件

- ・ 1.（3）の事業を行い得る組織体制であること。
- ・ 事業主体が、補助事業の進行管理や補助金事務をはじめとする資金管理その他の事務を適切に執行できる体制を有していること。

補助事業の内容

- （1） 事業主体による取組みの結果、全国レベルにおける専門家による技術的・法的な相談体制等の整備が、一過性の活動に留まらず、持続的な活動として定着すると見込まれるもの。
- （2） 事業主体が、補助事業を実施することによって、弁護士会、建築士等と連携した全国レベルにおける専門家による技術的・法的な相談体制の整備に寄与するものと見込まれるもの。

3. 手続等

（1） 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室業務係
電話 03-5253-8111(内線39684) ファクシミリ 03-5253-1631

（2） 募集要領の交付期間、場所及び方法

- ① 期間 令和2年4月22日から令和2年5月21日まで
- ② 場所 上記担当部局
- ③ 方法 募集要領の交付を希望する場合は、予め（1）の担当係まで事前に連絡を行い、手交、又はE-mailにより交付。

（3） 応募申請書の提出期限、場所及び方法

- ① 期限 令和2年5月21日18時00分まで

② 場所 上記担当部局

③ 方法 上記担当部局へ応募書類2部を持参又は郵送で提出。

4. 補助対象事業者の選定方法

募集期間内に応募があった事業主体の中から、国土交通省が決定し、応募者に通知し国土交通省のホームページにて公表します。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することができるものとする。

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 応募申請書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された応募申請書は、当該申請者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 応募申請書に虚偽の記載を行った場合は、当該応募申請書を無効にするとともに、申請者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

(6) 採用された応募申請書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がありますので、その旨予めご了承ください。

(7) 詳細は募集要領による。